

サーフタウンP R事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

本プロポーザルは、南相馬市令和8年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、南相馬市議会において当初予算案が否決された場合には、委託契約を締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しません。

1 業務の概要

(1) 目的

本業務は、年間を通じて良質な波（波高があり崩れにくい波）が発生するサーフスポットとしての魅力、北泉海岸でサーフィンを楽しむ姿、水質の安全性等についての情報発信等を行うことで、県外サーファーにおけるサーフタウン南相馬の認知度及び安全性等の理解度向上を図る。そして、県外からの誘客及び国内外の大会の誘致につなげていくことを目的とする。

(2) 件名

サーフタウンP R事業業務委託

(3) 業務内容

別紙 サーフタウンP R事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める内容とする。

(4) 予定契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 予算概要

委託契約上限額：33,038,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本プロポーザルは、南相馬市の令和8年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものであるため、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、留意の上申し込みすること。

2 公募条件

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。

(1) 令和7・8年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されていること。

※（1）の名簿に登録されていない者については、本要項10を参照し、参加申込書の受付期限の前日までに申請すること。

(2) 直近5年以内に、官公庁や民間企業等で提案業務又はそれに類似する

業務の実績を1回以上有すること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年告示第4号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (7) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

3 選定条件

公募型プロポーザル方式

4 申込み・受付

(1) 提出期限

令和8年2月24日（火）17時

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵便の場合は、当日消印有効）

※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「サーフタウンPR事業業務委託プロポーザル申込書在中」と明記すること。なお、郵送で提出した場合は、令和8年2月24日（火）午後5時までに事務局に連絡すること。

(3) 提出書類

資料は全て市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

ア 様式1 参加申込書

イ 様式2 会社概要書

ウ 様式3 業務実績一覧

エ 地方税（法人事業税）の完納証明書

※写し可。証明書発行日は提出前3か月以内のもの。

※南相馬市で課税されていない場合は不要。

オ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の3）

※写し可。証明書発行日は提出前3か月以内のもの。

カ 南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）

(4) 参加資格

参加資格の確認の結果は、応募書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

5 質疑応答

(1) 様式

様式4 質問書を使用のこと。

(2) 照会方法

本要項11に記載の提出先に電子メールで提出後、電話で連絡の上、電子メールの到達を確認すること。

(3) 照会期限

令和8年2月24日（火）17時

(4) 回答方法

市公式ウェブサイトの本件プロポーザルのページで回答。

(5) その他

審査委員の役職・氏名に関する質問については、一切応じない。

他の参加事業者に関する質問については、一切応じない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年3月10日（火）17時

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）

(3) 提出部数

電子データ（CD-R）で1部、紙媒体で正本1部、副本5部

(4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- 提案書には表紙をつけ、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）、上とじとし、目次および頁番号をつけて提出すること。
- 提案書の本文の文字の大きさは12ポイントとすること。
- 仕様書の用件を満たし、業務実績を含め本要項7 審査方法等により評価が可能な内容を記載すること。
- 企画提案書は、審査資料として使用するだけでなく、業務請負に際して仕様書に加える仕様とみなすこととするため、実際の業務請負時に大きな変更・修正等が生じない内容とすること。

- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うこと。
 - 提案書は1者につき1案とすること。
- イ 見積書（任意様式）
- 消費税及び地方消費税込（消費税額を別途見積書に表示）にて作成すること。

7 審査方法等

審査は、「サーフタウンPR事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。

審査委員会は、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、最高得点を得たものを業務委託契約の締結協議の最優秀提案事業者（以下「受託候補者」という。）として選定する。

ただし、合計得点が満点の6割（100点の場合60点）以上であることを条件とし、提案された事業者が1者のみの場合も同様の方法を適用する。

（1）審査項目

評価項目	審査基準
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体や民間企業含め、サーフィンまたは観光に関するプロモーション業務の実績・成果が十分にあるか。
市内事業者への加点	<ul style="list-style-type: none"> 事業所所在地が市内に存在しているか。
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な人員体制、役割分担がなされているか。
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 各業務の準備段階を含めたタスク管理が適切に行われ、無理なく効率的に遂行できるよう設定されているか。
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 本市の現状を踏まえ、北泉海岸の認知度やブランド力の向上、観光客及び関係人口の増加につながるようなプロモーション全体のコンセプトが、長期的な視点から設計されているか。
企画力	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的や業務内容を理解した意欲的な提案となっているか 広報手法が具体的に示されており、県外のサーフィン愛好家を中心として本市の認知度向上と風評払拭につながる提案内容となっているか。 提案されたコンセプトを踏まえた手法がとられているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント出展やキャンペーン等の実施に当たり、ターゲット層を意識した具体的な開催場所や時期が提案され、実現可能な内容となっているか。
目標数値	<ul style="list-style-type: none"> ・定量・定積的な目標設定は十分であるか。
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案者の独自の強みや、それを活かした創意工夫のある内容が企画され、提案されているか。
プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験が備わっており、説明に説得力があるか。 ・業務に対する意欲を感じられるか。 ・質問に対して的確な回答となっているか。
参考見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の積算が適正であり、廉価であるか。

(2) 審査スケジュール

- ア 実施日：令和8年3月13日（金）（予定）
 イ 会場：南相馬市役所北庁舎2階会議室2
 ウ 内容：企画提案書に基づく説明及び審査員による質疑
 エ 時間配分：1提案者につき30分以内を予定する。
 （プレゼンテーション20分、質疑10分）

(3) 審査結果の通知等

- ア 結果は、提案者全員に対し、令和8年4月上旬に通知する。
 イ 受託候補者に特定されなかった事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に書面にて説明を求めることができる。
 ウ 結果等に対し、提案者の異議申立ては一切認めない。

(4) 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合
 イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 ウ 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 オ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
 カ 前各号に掲げるもののほか本要項に違反すると認められる場合

8 スケジュール

年月日	事務手順
令和8年2月9日（月）	プロポーザル募集要項の公示
令和8年2月24日（火）17時まで	参加申込書・質問書提出期限
令和8年2月27日（金）17時まで	質問に対する回答期限
令和8年3月10日（月）17時まで	企画提案書提出期限
令和8年3月13日（金）（予定）	プロポーザル審査委員会 (審査・最優秀提案事業者選定)
令和8年4月上旬	最終審査結果通知、公表
令和8年4月中旬	契約締結

※プレゼンテーション開催月日は正式決定次第、応募業者へ通知します。

9 留意事項

- (1) 本件に参加するために必要な諸費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。ただし、審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類について情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）に基づき、公開することがある。
- (6) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で改めて見積り合せをして契約を締結する。見積額は、原則として提案書の提案価額の範囲内とする。また、仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、受託者候補者と市との協議により最終的に決定する。
- (7) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、本要項7（4）の失格事項に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとする。
- (8) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、本要項12に記載の提出先に様式5「辞退届」を提出すること。
- (9) 参加申込書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。

10 入札参加申請受付に関する事項

令和7・8年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者が本プロポーザルに参加するために、入札参加資格審査申請をする方法については、次のとおりとする。

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請においては、「令和7・8年度南相馬市入札参加資格審査申請の手引(物品・役務の提供)申請の手引き(以下「申請の手引き」という。)」を確認のうえ、申請書類を以下の(5)の担当課まで郵送する。

申請の手引き及び申請書類については、南相馬市ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請受付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年2月20日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 申請受付時間

9時から17時まで(正午から13時までを除く)

(4) 申請に関する留意点

- ①申請の際には、サーフタウンPR事業業務委託プロポーザルに関する申請書提出である旨を申し出ること。
- ②本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も(2)申請受付期間に限り受け付ける。
- ③実績については、申請書提出日を基準として作成すること。

(5) 申請の担当課及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市総務部財政課契約係(南相馬市役所本庁舎3階)

電話: 0244-24-5225 FAX: 0244-24-5214

11 問い合わせ先及び各書類(入札参加申請を除く)の提出先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市商工観光部観光交流課(南相馬市役所北庁舎1階)

電話: 0244-24-5263 FAX: 0244-23-7420

電子メールアドレス: kankokoryu@city.minamisoma.lg.jp

※受付時間は、土・日曜日、祝日を除く日の9時から17時まで